

改正

平成25年3月25日規則第20号

令和3年3月30日規則第35号

八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年八戸市条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記第1号様式）によるものとする。

2 条例第3条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、添付する書類の一部を省略することができる。

- (1) 管理の業務に関する収支計画書
- (2) 法人等の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに準ずるもの
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書
- (4) 法人等の経営状況を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(指定の通知)

第3条 条例第6条第2項の規定による通知は、指定管理者に指定した法人等には指定管理者指定通知書（別記第2号様式）により、指定管理者に指定しない法人等には指定管理者不指定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(指定の取消し等)

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消すときは指定管理者指定取消書（別記第4号様式）により、同項の規定により管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは指定管理者業務停止命令書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、指定管理者の指定の手続き等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日規則第20号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第35号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）八戸市長

	法人等の所在地
申請者	法人等の名称
	代表者氏名

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、次の公の施設について指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

1 公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 管理の業務に関する事業計画書
- (2) 管理の業務に関する収支計画書
- (3) 法人等の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに準ずるもの
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書
- (5) 法人等の経営状況を説明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

八戸市長 印

指 定 管 理 者 指 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり貴社・貴団体を指定管理者に指定したので、通知します。

1 公の施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

八戸市長 印

指 定 管 理 者 不 指 定 通 知 書

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定について、八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第2項の規定により、次のとおり指定管理者を指定し、貴社・貴団体を指定しませんので通知します。

1 公の施設の名称

2 指定管理者に指定する法人等の名称

年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

八戸市長

印

指 定 管 理 者 指 定 取 消 書

年 月 日付け 第 号で指定した公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第11項の規定により、次のとおり指定を取り消します。

1 公の施設の名称

2 理 由

年 月 日

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名 様

八戸市長

印

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付け 第 号で指定した公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第11項の規定により、次のとおり業務の全部・一部を停止することを命じます。

1 公の施設の名称

2 業務停止の内容

3 業務停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 業務停止命令の理由